

普段は入れない、特別な場所へ！
那智山三名滝をめぐる「神秘ウォーク」のご案内

現地
集合解散

2022年12月より
予約受付開始！

このプログラムは「那智原始林」にある「二の滝」、「三の滝」をめぐるコースです。普段は立ち入り禁止となっている神域のため、手つかずの原始林が残っている場所です。熊野那智大社の正式参拝を行った後、語り部ガイドとともに神秘的な空間を歩いてみませんか？



※イメージ

開催日	2023年2月26日(日)、3月5日(日)、3月12日(日) ※今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、ツアーを中止する場合がございます。
集合時間	09:00 那智山バス停 (〒649-5301 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町那智山442-2) ※バスをご利用の方は、紀伊勝浦駅08:25発～那智山バス停08:51着でお越しください。
解散予定時間	14:30 那智の滝 (バス停あり)
募集人数	各回、最大30名様 ※旅行条件:最少催行人数5名 ※受付:1名から 添乗員はいませんが、現地ガイドが同行します
ご旅行代金 (おひとり様)	4,900円 ※参加費内訳(ガイド料、正式参拝初穂料、軽登山企画旅行補償保険、お弁当・お茶つき) ※食事条件:朝なし、昼お弁当、夕なし ・10日～8日前 20% ・当日集合まで 50% ・7日～2日前 30% ・当日無連絡および開始後 100% ・前日 40% <取消料について> ※悪天候や実施不可能な場合、取消料は不要です。
参加条件	中学生以上で健脚の方 初級者向け ※別紙:全国旅行業協会「山を歩こう」参照
持ち物	①リュックなど(ハンズフリーになる収納物) ②履きなれた運動靴 ③手袋(岩場や木を掴みます) ※トレッキングポールは沢に入ると危険ですので収納願います。 ※据え置き杖をご利用される場合は、沢の手前で置いて進みます。
日帰りコース	那智山バス停……熊野那智大社(ご祈祷)……那智山青岸渡寺(ご参拝) (09:00 現地集合) ……二の滝……三の滝……青岸渡寺三重塔(お弁当)……那智の滝予定 (14:30 解散) アップダウンがあり、4つの沢を渡って二の滝へ到着します。 そこからさらに急な坂道を上がり、三の滝へ向かいます。 歩行距離:約5km、歩行時間:約3時間半、高低差:約100m
軽登山 補償保険	ご参加のお客様には、軽登山企画旅行補償保険に加入いただきます。 (保険料はご旅行代金に含まれています) ①死亡・後遺症 1,000万円 ②入院 4,000円/日 ③通院 2,500円/日 ④手術 24,000円
ご注意	①沢の増水で実施できない場合は前日午前中までにご案内いたします。 ②沢の水で濡れることがあります。
お申込み方法	E-mail、FAX のいずれかで、添付のお申込書を送付ください。 ①代表者住所、氏名、年齢、携帯番号 ②集合場所(那智山バス停)までの交通手段 ③参加者全員の氏名、年齢 受付完了後、あらためて当日の持ち物や注意事項・同意書について、E-mail などでお知らせします。
お問い合わせ お申込み	一般社団法人 那智勝浦観光機構 (営業時間:9:00～18:00年中無休) 〒649-5335 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地6-1-1 ①E-mail travel@nachikan.jp ②TEL 0735-52-5311(那智勝浦町観光案内所) ③FAX 0735-52-0131

旅行企画・実施 和歌山県知事登録旅行業第3-326号
一社)那智勝浦観光機構 旅行事業部

協力:熊野・那智ガイドの会



和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地 6-1-1
電話 0735(52)6153 FAX 0735(52)0131
Mail:travel@nachikan.jp
全国旅行業協会正会員 和歌山県旅行業協同組合会員
募集型企画旅行実施可能区域:那智勝浦町・新宮市・太地町・串本町・古座川町
総合旅行業務取扱責任者:藤原健一
営業時間:09:00～18:00(土日は休業)



ご旅行条件(抜粋)

ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります

この旅行条件書は、旅行業法第12の4に定める取引条件説明書、及び同法第12の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、一般社団法人 那智勝浦観光機構(和歌山県知事登録旅行業第3-326号以下「当機構」という)が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当機構と募集型企画旅行契約(以下「契約」という)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする「行程ご案内」と称する確定書面(以下「行程ご案内」という)及び当機構旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当機構約款」という)によります。

1 旅行のお申込み方

- (1) 所定の旅行申込書(以下「申込書」という)に所定事項を記入の上、次に定める申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は、旅行代金又は、取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。申込金の金額は別途旅行代金記載欄に記入しております。
- (2) 当機構及び旅行パンフレット裏面の受託販売欄に記載された当機構の受託旅行者又は受託旅行者代理業者の営業所(以下「当機構ら」という)は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で予約は成立しております。お客様は、当機構らが予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。(受付は当機構の営業時間内とし、営業時間後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当機構らは、予約がなかったものとして取り扱います。

- 2 契約の成立時期 お客様との契約は、当機構らが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時点で成立します。具体的には、次によります。①店頭(及び当機構らの外交員による訪問販売)の場合は、当機構らが契約の締結を承諾し、当機構らが第1項(1)の申込金を受理した時。②電話等による契約の予約の場合は、当機構らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当機構らがお客様から第1項(1)の申込金を受理した時。

3 「行程ご案内」(確定書面)の交付

当機構らは、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「行程ご案内」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

4 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、消費税等の諸税・サービス料金及び特に明示したその他の費用等。
- (2) 添乗員が同行するコースの添乗員の経費等。
- (3) 各コースに表示した「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

5 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料金等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (2) (2)ご希望者のみ参加されるオプションプラン・オプションツアーの代金。
- (3) 疾病に対する医療費、宿泊費等

6 契約内容の変更

当機構は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

7 旅行代金の変更

- (1) 当機構は、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増減の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (2) 本項(1)により旅行代金を増額するときは、当機構は、旅行開始日の前日からさかのぼって15日前までにお客様に通知します。
- (3) 本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第6項に基づく旅行内容の変更により、旅行の実施に要する費用(当該変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む)に増額又は減額が生じた場合は、当機構は、その差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、増額の場合においては、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。
- (5) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当機構の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金を変更します。

8 お客様の交替

お客様は、予め当機構の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当機構の承諾があったときに効力を生じます。

9 お客様による契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも第12項に定める取消料を当機構らに支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みされた当機構らの営業時間内と染ます。(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。
- (2) お客様は、次に掲げる場合は本項(1)の規程にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。①当機構によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項の表の左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。②第7項(2)の規程に基づいて旅行代金が増額されたとき。③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。④当機構がお客様に対し、第3項の期日までに「行程ご案内」を交付しなかったとき。⑤当機構の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

10 当機構による契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が第1項(2)の期日までに旅行代金を支払われないときは、当機構は、その翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。当機構は、次に掲げる場合、お客様に事由を説明して契約を解除することがあります。①お客様が当機構のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始の前日から起算して通って13日前(日帰り旅行については3日前)までに旅行を中止する旨をお客様に通知します。⑥当機構が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

11 お客様による契約の解除(旅行開始後)

- (1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領できず、又は途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
- (2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責の帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当機構がその旨を告げたときは、第9項(1)の規程にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当機構は受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当機構の責に帰すべき事由によるものではないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

機構による契約の解除(旅行開始後)

- (1) 当機構は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により当該旅行に耐えられないとき。②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当機構の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。

12 取消料

- (1) 契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対して別のとおりお客様1名につき取消料をいただきます。特別補償 当機構は、前項に基づく当機構の責任が生じるか否かを問わず、当機構約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡 補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度、ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、CD-ROM、光ディスクに書かれた原稿(記憶媒体自体は補償対象)、その他同規程第13項に定める品目については補償しません。
- (2) 本項(1)の障害について当機構が前項(1)の規程に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当機構が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

13 お客様の責任

お客様の故意又は過失により当機構が損害を被ったときは、当機構は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

14 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日は2022年10月10日に有効な運賃及び料金を基準としています。

旅行企画・実施 和歌山県知事登録旅行業第3-326号
一社)那智勝浦観光機構 旅行事業部

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地6-1-1
電話 0735(52)6153 FAX 0735(52)0131
Mail:travel@nachikan.jp

全国旅行業協会正会員 和歌山県旅行業協同組合会員
募集型企画旅行実施可能区域:那智勝浦町・新宮市・太地町・串本町・古座川町
総合旅行業務取扱責任者:藤原健一
営業時間:09:00~18:00(土日祝は休業)



旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行の契約に関して、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご連絡なく記載の取扱管理者にお尋ねください。

「神秘ウォーク」の魅力をちょっとご紹介！

人間の手が入っていない原生林が残る場所をめぐる「神秘ウォーク」。
その内容をちょっとだけご紹介します！

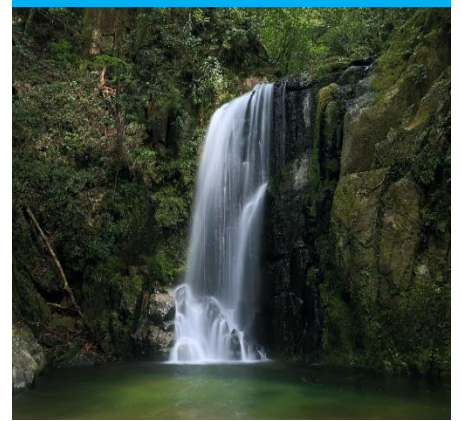
神秘ウォークの様子



二の滝



三の滝



資料：全国旅行業協会「山を歩こう ツアー登山の手引き」

ツアー登山選びのポイント

- 1 体力にあったコース選び**
まずは、自分の体力にあったコースを選びましょう。基準は、歩行時間が何時間くらいか、標高差はどれくらいあるかなどです。
- 2 初心者でも参加できるコースかどうか**
初心者なら、歩行時間3時間程度、標高差400m未満程度のコースから始めるのが良いでしょう。
- 3 経験に見合ったコースですか**
参加するコースが岩場の多いコースだったり、上り下りの多い山道、残雪などがあるコースは、ある程度の山歩き経験が必要です。
- 4 必要な装備を持っていますか**
ツアー登山には、個人で持参する登山用具が必要で、例えば、ハイキングシューズ、登山靴、雨具、ヘッドランプ、リュックサックなどです。どんな装備が必要か説明の行き届いたツアーを選びましょう。
- 5 コースの特徴を知ろう**
参加するコースの特徴を事前に知っておきましょう。登山口はどんなところか、上り下りは急か、開けているコースか、樹林の中を歩くのか、尾根筋を歩くのか、なにより、自分にとって歩くコースであるかどうかです。
- 6 参加者の最大人数を知ろう**
コースごとに定められている最少催行人員、募集人数を知っておきましょう。募集人数の多いツアーは、ツアー登山の楽しさを半減してしまうことがあります。また、多い人数では、同一行動を取る登山の場合、非常に時間がかかり、危険な状態を招く場合もあります。次のポイントと参加者の人数比と併せてご確認ください。
- 7 同行ガイドと参加者の人数比を知ろう**
ツアー登山は「ツアー登山運行ガイドライン」によってガイドレシオが定められています。ガイドレシオとは、安全管理、自然環境の保全、第三者への配慮の原則を遵守するために決められたツアー登山実施時のガイドと参加者の人数比です。ガイド1名あたりの参加者の標準参加人数が明示されていることは、安全管理上、重要なポイントです。
自然環境保全は、自然に対する畏敬の念を持ち、過大な参加者を招き入らず、自然への圧力を最小限にとどめ（ローバクト）、良好な状態を保つ必要があります。
第三者への配慮は、ほかの登山者等へ迷惑にならないよう心がけているか、場所の独占を慎み、譲り合いの精神で礼節を守り、行動中の混雑の回避等の配慮に努めるようにしているかがポイントです。
- 8 担当者の説明をよく聞こう**
わからないことは、担当者聞いてみましょう。テキパキと答えてくれる場合は、よきツアー登山を行っています。また、ツアー登山は、よく言われるように何でもかんでも取り込んでしまうことはありません。やはり、円滑な進行のため、適正な参加者に来ていただけるように配慮しています。

コースの難しさの度合いとガイドレシオ(人数比)の概要

難易度	コースの難易度の説明	ガイドレシオ
1	<往復コース> 1日の歩行時間は3～4時間程度 の易しい登山道。	参加者 20人～25人 (最大30人) 引率者 2名以上 (1:10～1:12 最大1:15)
2	<往復、周回、縦走コース> 1日の歩行時間は5～6時間程度。	参加者 20人～25人 引率者 2名～3名以上 (1:7～1:12)
3	<往復、周回、縦走コース> 1日の歩行時間は6～7時間程度、クサリ場やハシコがあるような登山道。	参加者 15人～22人 引率者 2名～3名以上 (1:6～1:11)
4	<往復、周回、縦走コース> 1日の歩行時間は6～8時間程度、傾斜が大きく、険しい登山道。	参加者 15人～20人 引率者 2名～3名以上 (1:5～1:10)
5	<往復、周回、縦走コース> 1日の歩行時間は6～8時間程度、難しい登山道。	参加者 15人～20人 引率者 3名～4名以上 (1:4～1:6)

※ツアー登山運行ガイドラインに準拠したガイドレシオ
※カッコ内は、引率者1名に対する参加者の人数比

難しさの基準について

ツアー登山実施会社によって多少の表現の違いがあります。しかし、概ね同じと取られてよいでしょう。

■表現方法

用語の使い方は、初心者、初級者、中級者だったりまた☆印だったりします。パンフレット記載の説明をよく読みましょう。

- 初心者** おもに山登り初体験または、年に1、2度しか出かけない方。歩行時間3～4時間程度のツアー内容。
- 経験者** ツアー登山経験が複数回あり、年に5回以上しか出かけない方。歩行時間は、4～6時間程度、標高差800m程度のツアー内容。
- 初級者** 上記同様に初体験、年に1、2度しか出かけない方や歩行時間3～4時間程度のツアー内容。
- 中級者** 上記の経験者を標準とした表現として表記されることが多い。
- 上級者** 歩行時間6～8時間以上、標高差1000m以上、毎月ツアー登山に参加されるような方を対象とした表現法。会社によっては、このタイプのツアーは実施していないところもあります。

ツアー登山に参加するためには

1 体力にあったコース選び

初級コースで必要とされる体力は、5～7kg程度の荷物を背負い、3～4時間程度歩ける体力です。山登りでは、長時間の上り下りがあり、それに対応するトレーニングが必要となります。まず、筋力トレーニングとして、スクワット運動10回を3セット、体が慣れてきたら15回を5セット、これを週3回程度こなしてみよう。比較的手軽なトレーニングから始めることによって、長続きする体力作りが可能となります。

2 持っていく用具はどんなもの

歩くために靴が重要です。ハイキングシューズ、くるぶしの上まであるハイカットの靴が足を安定させるため、履きやすく歩きやすいです。リュックサックは、大きめが良く、家を出かけるときパンパンに入っていると、行動中の出し入れがしにくく、また脱いだ衣類も入れづらくなります。水分補給のための水筒、ベトボトルでもかまいません。レインウェアは、上着とズボンがバレートになっている透湿防水性の素材が最良です。そしてお弁当も重要です。

3 参加にあたっての基準は？

ツアー登山実施各社では、それぞれ参加基準を設けています。おもに初めての方向けの企画、経験者向けの企画などです。基準は、各社様々ですので、参加したいツアーの担当者に話を聞いてみてください。その際、ご自身が最近(1～2年の内)に登った山、何時間程度から歩けるなどの情報を担当者にお話しされたほうが、よりぴったりのツアーに出会うことができます。

ツアー登山の楽しみ方

頂上に立つだけが楽しみじゃない

自然に親しみ、ふれあうことを求めてツアー登山に参加するのも楽しいです。ガイドの話の聞きながら、普段知ることのない自然を感じることができ、頂上を求めるのではなく、山麓を歩いたり、里山の歴史に触れたりするツアーも人気です。

ガイドさんがいるから楽しくなる

登山ガイドが同行するツアーは、安心です。そして山、自然についての様々なお話を聞かせてくれるので楽しくなります。それがツアー登山の醍醐味といえます。

初めての方との出会いも素敵だ

ツアー登山には様々な方が参加します。お友達になったり、次の山登りへの刺激になったり、素敵な出会いがあります。

百名山登頂も夢ではない

多くの方が抱く「日本百名山登頂」の夢も、ツアー登山ならではの企画で、実現が手に届く範囲にあります。個人ではなかなか出かけることのできない山も可能になります。

